

不動産管理者(占有者等)の役割について

(1) 関係法令等

「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」及び「宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」において、不動産の占有者、管理者及び所有者の皆様の役割を以下のように定めています。

宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

第2条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、自ら処分しない家庭系廃棄物については、法第6条第1項に規定する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に定める分別の区分ごとに収納して所定の集積所に搬出するとともに、集積所を常に清潔にしておかなければならない。

第2条の2 市長は、占有者等が前条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、必要な指導、勧告、収集拒否その他必要な措置を講ずることができる。

宇都宮市みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例（抜粋）

第11条 所有者等は、自己が所有し、占有し、又は管理する土地又は建物の定期的な清掃を行う等、清潔の保持のために必要な措置を講ずるとともに、廃棄物が投棄されないよう適性に管理しなければならない。

2 所有者等は、自己が所有し、占有し、又は管理する土地又は建物に廃棄物が投棄されたときは、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

廃棄物処理及び清掃に関する法律逐条解説より（参考）

「占有者がいない場合には管理者とする」とは、例えば・・・アパートのような建物においては、各室は占有者が清潔保持義務を負い、各室や廊下、便所等で共有のものについては管理者が清潔保持を負うこととなる。

ごみステーションは共有のものであることから、管理者に清潔保持義務があります。

(2) ごみステーションの適正管理について

① 専用のごみステーションがある場合

- ・ごみステーションはいつも清潔に保つよう心がけてください。
 - ・ルール違反があった場合、排出者に理解させ、正しい分別方法で出しなおしをさせてください。
 - ・看板が古い場合や曜日が消えている場合はごみ減量課までご連絡ください。
- ※分別・排出ルールが守られていないごみは、ルール違反としてシールを貼付し、取り残しを行っています。

② 自治会のごみステーションを利用する場合

- ・自治会と良好な関係を築いてください。
 - ・各地区にリサイクル推進員がおりますのでご相談ください。
- ※ごみステーションの管理は、そのステーションを利用する皆さんにお願いをしています。入居者へ周知等を行い、適正な排出の管理をお願いします。